

# 脚立・はしご作業を見直しましょう！！

花巻労働基準監督署管内における平成25年の脚立・はしご等からの墜落・転落等による労働災害は20件発生しており、そのほとんどが休業1か月以上の重篤災害で、同年8月には死亡災害も発生しています。これらの災害発生原因として、脚立・はしご等を適切に使用していないことに起因するものが多くを占めています。

脚立・はしご等の使用方法を間違えると重篤な災害につながりかねないことから、以下の要領で検討し、労働者が安全に作業できるよう努めてください。

## 検討1

脚立・はしご等による高所作業を行わない方法はありませんか？

### 具体例

棚上やロッカー上など、脚立等を使用しなければ作業できない高所に物を置かない。  
高所の窓拭き作業は床上からロングモップ等を使用して行う。  
天井の電球交換作業は、床上から電球交換アームを使用して行う。  
危険を伴う作業は、専門業者に依頼する。



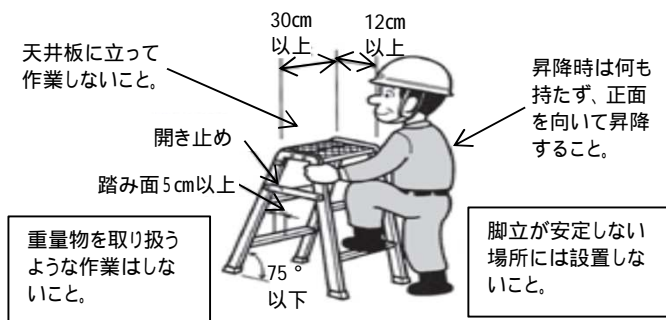
不可能な場合は検討2へ

## 検討2

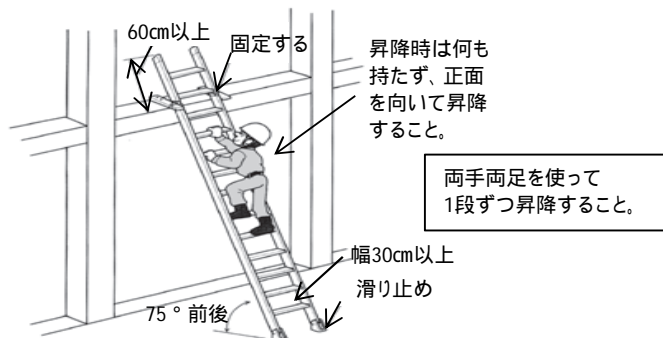
足場、踏み台などの安定性のよい設備は使用できませんか？

やむを得ず脚立・はしごを使用する場合は、次の事項に留意しましょう！！

### 脚立の使用方法

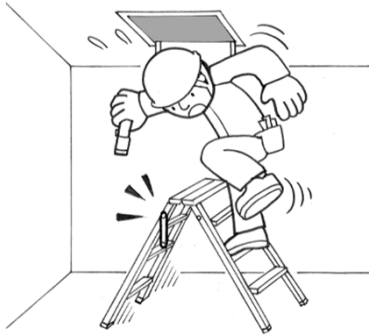


### はしごの使用方法



# 脚立・はしご作業におけるヒヤリハット事例

事例1



一般住宅の天井内配管の不具合点検のため、1.2mのアルミ製脚立をセットしちょっとの作業と思いきり止めをセットしないで点検中、体重の傾きにつれ脚立がぐらつき、開きそうになったのでハットした。

事例2



午前10時30分頃、区庁舎1階の天井の蛍光灯交換時、脚立を使用し蛍光灯を交換しようとしたが、蛍光灯に手が届かなかったため横にあった本棚に足を掛けようとした時、バランスを崩し転落しそうになった。

事例3



午前9時30分頃、店内で脚立に乗って棚から商品を降ろしているとき、バランスをくずして転落しそうになり、脚立から飛び降りた。

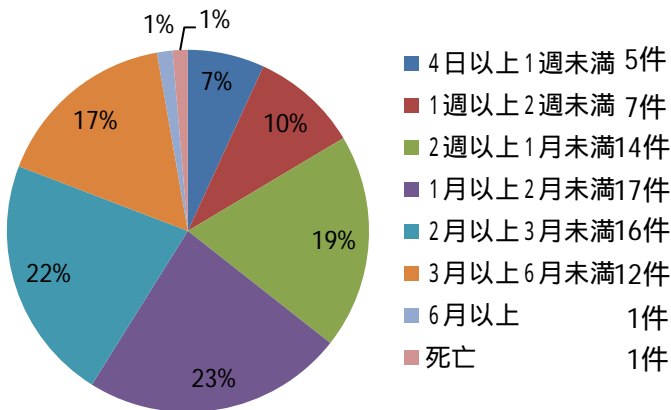
事例4



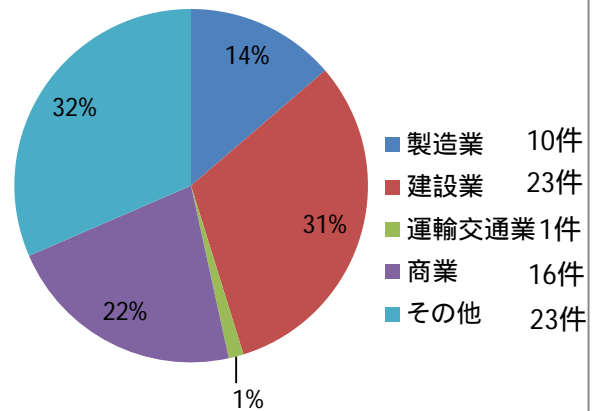
2階建住宅の外壁塗装工事現場において、建物の壁面にはしごを立てかけ上から3段目付近で塗装作業を始めようとしたときに、はしごを固定していなかったため、地面に墜落しそうになりヒヤッとした。

出典 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

## 休業見込み期間別 労働災害発生状況



## 業種別 労働災害発生状況



上記グラフは、平成21年から平成25年の間に発生した、脚立・はしご等が起因となった労働災害を集計したものです。